

## 一定規模以上の土地の形質変更時の手続きについて

3,000 m<sup>2</sup>以上の土地の形質変更をしようとする者は、土壤汚染対策法に基づき、工事に着手する日の30日前までに横須賀市へ届出が必要です。

ただし、有害物質使用特定施設\*が設置されている事業場の敷地等における土地の形質変更の場合は、900 m<sup>2</sup>以上の土地の形質変更をしようとするときに届出が必要となります。

※ 水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設であって、特定有害物質を使用等しているもの(以下同じ)。

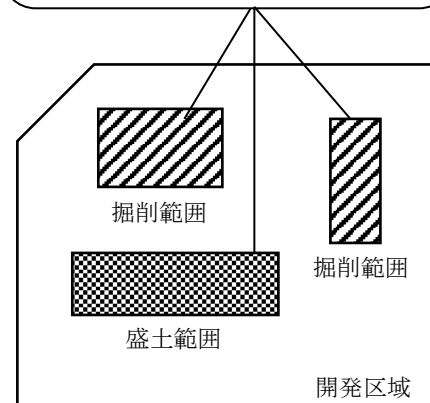
### ① 届出が必要な行為

土地の形状を変更する面積(切土・盛土含む)の合計が「3,000 m<sup>2</sup>以上」となる行為  
(一部の事業場の敷地等においては「900 m<sup>2</sup>以上」)

ただし、次のいずれかに該当する場合は、届出は不要です。

- ① 掘削の深さの最大が50cm未満であって、区域外へ土壌を搬出せず、土壌の飛散又は流出を伴わない行為  
(例：盛土しか行わない場合)
- ② 農業を営むために通常行われる行為で、区域外へ土壌を搬出しないもの
- ③ 林業の用に供する作業路網の整備で、区域外へ土壌を搬出しないもの
- ④ 鉱山関係の土地において行われる土地の形質の変更

一体としてみなされる形質変更について、その面積の合計が規定の面積以上となる場合、届出が必要となります。



「900 m<sup>2</sup>以上」の土地の形質変更で届出が必要となる場合は……

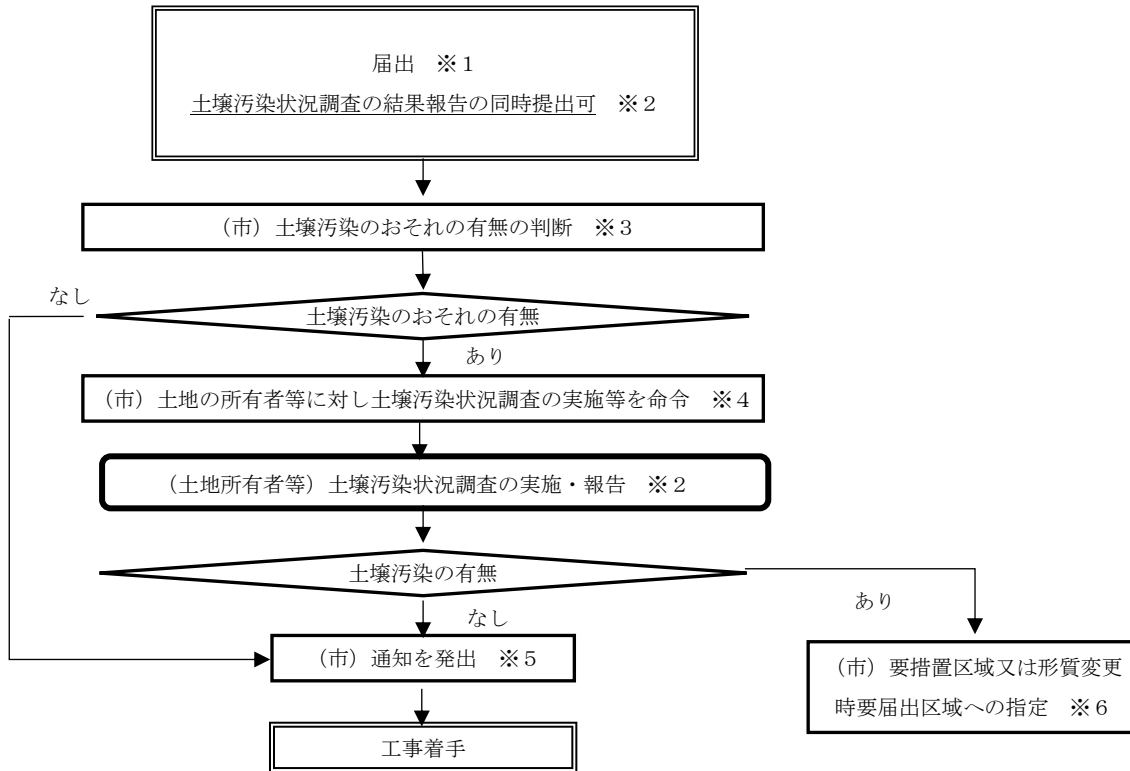
- ① 現に有害物質使用特定施設が設置されている工場等の敷地又は法第3条第1項本文に規定する使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場等の敷地  
⇒法第4条第1項に基づく届出が必要です。
- ② 法第3条第1項ただし書の確認を受けた土地  
⇒法第3条第7項に基づく届出が必要です。

※②の場合、届出者は土地の所有者等となります。また届出された土地(切土部分)について、市から土壤汚染状況調査の実施等の命令が必ず発出されます。

### ② 届出を行う者

土地の形質の変更をしようとする者(工事の施工に関する計画の内容を決定する者)となります。

### ③ 届出以降の流れ



- ※1 届出を行う時点で、既に調査済みで土壤汚染状況調査結果報告書をお持ちの場合は、土地所有者等の全員の同意を得た上で提出することができます。
- ※2 調査結果に不備等が認められるときは追加調査等の命令がされる場合があります。
- ※3 判断基準は、土壤汚染対策法施行規則第26条によります（p.9～10に記載）。
- ※4 届出者が土地所有者等と異なる場合は、併せて届出者に対して当該土地が調査命令の対象となった旨を通知します。土地の形質変更は、土壤汚染状況調査及びそれに伴い必要となる一連の手続きが完了した後に行ってください。
- ※5 市が発出する通知は、当該土地に土壤汚染が存在しないことを保証又は証明する書類ではありません。
- ※6 調査の結果、汚染が判明し、要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定された場合は、形質変更の内容や方法等に制限が設けられるほか、別途必要な手続きが発生します。

#### ④ 提出書類及び提出方法

- (1) 提出先 横須賀市環境部環境保全課  
〒238-8550 横須賀市小川町 11 番地 (市役所本庁舎分館 5 階)
- (2) 提出期限 形質変更に着手する日の 30 日前まで
- (3) 提出書類 次表のとおり
- (4) 提出部数 正本 1 部 (2 部ご提出いただければ、1 部は収受印を押して返却します。)

提出書類	備 考
①一定の規模以上の土地の形質の変更届出書 (様式第六)	※「土地の形質の変更の対象となる土地の所在地」欄には、住居表示と地番 (全て) を併記してください。 なお、地番は別紙「土地の形質変更が行われる範囲の筆の一覧表のとおり」と記載することも可能です。
②土地の形質変更が行われる範囲の筆の一覧表	※土地の形質変更が行われる範囲の全ての筆について、「登記事項証明書に記載された地番」及び「土地所有者」を記載し、一覧表として添付してください。
③土地の形質の変更をしようとする場所及び形質変更の内容を示した図面	
(1) 形質変更をしようとする場所の位置図 (案内図)	<input type="checkbox"/> 住宅地図等
(2) 平面図に形質変更範囲の境界を掘削範囲と盛土範囲とを区別して示したもの	<input type="checkbox"/> 計画平面図等
(3) 切土、盛土の深さ・高さを示した断面図・立面図	<input type="checkbox"/> 計画断面図、計画立面図等 ※(2)の平面図に、箇所ごとの掘削・盛土の高さを記載したもので可能です。
(4) 公図の写し (公図合成図) に形質変更範囲の境界を掘削範囲と盛土範囲とを区別して示したもの	※どの地番で形質変更を行うのかを明示してください。
④土地の形質の変更の規模 (形質変更範囲の面積) の根拠を示した書類	※CAD ソフトによる求積の場合は、計画平面図や求積図等に「CAD による求積」と記載してください。
⑤土地所有者等が確認できる資料	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書等 ※コピーや、登記情報提供サービスの画面を印刷したものの提出でも可能です。現状が記載されたものとしてください。 ※登記手続中等の場合は、併せて土地売買契約書等のコピーを添付してください。

<p>⑥全体の工事計画及び当該届出に係る工事区画の工事計画を記載した書類（工期ごとに届出を分割する場合に限る）</p>	<p>※工事計画には、目的、事業概要、対象面積・範囲及びスケジュールを含めてください。</p>
<p>⑦土地の利用履歴書及びその根拠となる資料(任意提出)</p>	<p>①土地の利用履歴書の様式は任意です。  ※土地の利用履歴（事業所、住居、山林、農地等の別）を、土地毎に1945年頃を目処に遡って調査し、記載してください。  ※事業所の立地履歴がある場合は、その名称も調べてください。</p> <p>②土地の利用履歴の調査方法（例）</p> <p>(1) 住宅地図  ※事業所の立地履歴や名称を確認するために利用。</p> <p>(2) 航空写真  ※山林や農地等として利用されていたことや、埋立地であることを確認するために利用。</p>
<p>⑧土壤汚染状況調査結果報告書（様式第七）（法第4条第2項に基づく報告書の提出を行う場合に限る）</p>	<p><input type="checkbox"/>土壤汚染状況調査結果報告書一式  <input type="checkbox"/>報告書を提出することについて土地の所有者等の全員の同意があることを証する書類（報告者が土地所有者等と異なる場合に限る）  <b>※土壤汚染が確認されている場合は、土壤汚染のある土地として区域指定されることとなりますので、十分説明を行った上で同意を得てください。</b></p> <p><input type="checkbox"/>（土壤汚染状況調査において最大形質変更深さより1mを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合）当該試料採取等の対象としなかった深さの位置を明らかにした図面。</p>
<p>⑨有害物質使用特定施設の設置場所を示した図面（現に有害物質使用特定施設が設置されている工場若しくは事業場の敷地又は有害物質使用特定施設が廃止された工場若しくは事業場の敷地における形質変更時に限る。）</p>	<p><input type="checkbox"/>事業場の敷地における当該施設の配置図。</p>

① 「一定の規模以上の土地の形質の変更届出書」の記載例

様式第六（第二十一条の二第一項、第二十三条第一項関係）

一定の規模以上の土地の形質の変更届出書

○年○月○日

（あて先）横須賀市長

○○県○○市○○町○番○号

届出者 株式会社○○

代表取締役 ○○ ○○

第3条第7項  
 土壤汚染対策法第4条第1項の規定により、一定の規模以上の土地の形質の変更について、  
 次のとおり届け出ます。

土地の形質の変更の対象となる土地の所在地	（住居表示）横須賀市○○ ○丁目○番○号 （地番）横須賀市○○1234 番 11 他5筆 ※別紙「土地の形質変更が行われる範囲の筆の一覧表」のとおり	
土地の形質の変更の場所	別紙図面のとおり	
土地の形質の変更の対象となる土地の面積及び当該土地の形質の変更に係る部分の深さ	形質変更対象面積 4,000 m <sup>2</sup> 切土 2,000 m <sup>2</sup> 盛土 2,000 m <sup>2</sup> 形質変更深さ ×× m（詳細は別紙参照）	
土地の形質の変更の着手予定日	×年×月×日	
法第3条第1項のただし書の確認を受けた土地において法第3条第7項の規定による土地の形質の変更をする場合	工場又は事業場の名称	/
	工場又は事業場の敷地であった土地の所在地	
現に有害物質使用特定施設等が設置されている工場又は事業場の敷地において法第4条第1項の規定による土地の形質の変更をする場合	有害物質使用特定施設が設置されている工場又は事業場の名称	株式会社○○ △△工場
	有害物質使用特定施設の種類	71の2 イ 洗浄施設
	有害物質使用特定施設の設置場所	別紙参照
	特定有害物質の種類	鉛及びその化合物（該当する種類を記載）

該当する場合のみ記載

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

## ② 「土地の形質変更が行われる範囲の筆の一覧表」の記載例

土地の形質変更が行われる範囲の筆の一覧表

No.	地番	土地所有者
1	横須賀市〇〇1234番11	株式会社〇〇
2	横須賀市〇〇1234番12	株式会社〇〇
3	横須賀市〇〇1234番13	株式会社〇〇
4	横須賀市〇〇1234番14	株式会社〇〇
5	横須賀市〇〇23番1	□□ □□
6	横須賀市〇〇23番2	□□ □□

## ⑦ 「土地の利用履歴書」の記載例

土地利用履歴書

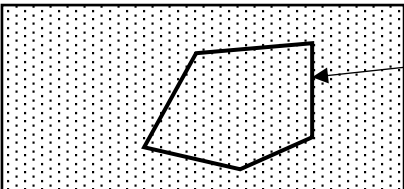
1 調査地  
 (住居表示) 横須賀市〇〇 〇丁目〇番〇号  
 (地番表示) 横須賀市〇〇1234番11、1234番12、1234番13、1234番14、23番1、23番2

2 土地の利用履歴

時期	土地利用の状況	根拠資料
昭和〇年	農地	航空写真
昭和〇年～〇年頃	住宅	航空写真 住宅地図
昭和〇年～〇年頃	事業所 (〇〇クリーニング店)	住宅地図
昭和〇年～平成〇年頃	工場 (株式会社〇〇 △△工場)	住宅地図
平成〇年～現在	更地	住宅地図

3 根拠資料  
 航空写真 (国土地理院撮影の空中写真 (昭和〇年))

※地図や写真を添付する場合は、複製許諾や出典を記載してください。



開発区域

⑧「土壤汚染状況調査の結果の提出に係る土地の所有者等の同意書」の記載例

○年○月○日	
同意書	
株式会社 ○○ 代表取締役 ○○ ○○ 様	○○県○○市□□町□番□号 □□ □□ ㊟
私は、次の土地について、貴方が土壤汚染対策法第4条第2項に基づき土壤汚染状況調査の結果の報告を行うことに同意します。	
同法第4条第1項の規定による届出に係る土地の形質の変更の場所 (地番) 横須賀市○○1234番11、1234番12、1234番13、1234番14、23番1、23番2	

## ⑤ 根拠法令等〈抜粋〉

### ○土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号（平成 31 年 4 月 1 日改正））

（土壤汚染のおそれがある土地の形質の変更が行われる場合の調査）

第四条 土地の形質の変更であつて、その対象となる土地の面積が環境省令で定める規模以上のものをしようとする者は、当該土地の形質の変更に着手する日の三十日前までに、環境省令で定めるところにより、当該土地の形質の変更の場所及び着手予定日その他環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

- 一 前条第一項ただし書の確認に係る土地についての土地の形質の変更
- 二 軽易な行為その他の行為であつて、環境省令で定めるもの
- 三 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

2 前項に規定する者は、環境省令で定めるところにより、当該土地の所有者等の全員の同意を得て、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染の状況について、指定調査機関に前条第一項の環境省令で定める方法により調査させて、前項の規定による土地の形質の変更の届出に併せて、その結果を都道府県知事に提出することができる。

3 都道府県知事は、第一項の規定による土地の形質の変更の届出を受けた場合において、当該土地が特定有害物質によって汚染されているおそれがあるものとして環境省令で定める基準に該当すると認めるときは、環境省令で定めるところにより、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染の状況について、当該土地の所有者等に対し、指定調査機関に前条第一項の環境省令で定める方法により調査させて、その結果を報告すべきことを命ずることができる。ただし、前項の規定により当該土地の土壤汚染状況調査の結果の提出があつた場合は、この限りでない。

### ○土壤汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号（平成 31 年 4 月 1 日改正））

（法第四条第一項の土地の形質の変更の届出の対象となる土地の規模）

第二十二條 法第四条第一項の環境省令で定める規模は、三千平方メートルとする。ただし、現に有害物質使用特定施設が設置されている工場若しくは事業場の敷地又は法第三条第一項本文に規定する使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場若しくは事業場の敷地（同項本文の報告をした工場若しくは事業場の敷地又は同項ただし書の確認を受けた土地を除く。）の土地の形質の変更にあつては、九百平方メートルとする。

（法第四条第一項の土地の形質の変更の届出）

第二十三條 法第四条第一項の届出は、様式第六による届出書を提出して行うものとする。

2 前項の届出書には、次に掲げる図面及び書類を添付しなければならない。

- 一 土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした平面図、立面図及び断面図
- 二 土地の形質の変更をしようとする者が当該土地の所有者等でない場合にあっては、登記事項証明書その他の当該土地の所有者等の所在が明らかとなる書面

第二十四條 法第四条第一項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 土地の形質の変更の対象となる土地の所在地
- 三 土地の形質の変更の対象となる土地の面積及び当該土地の形質の変更に係る部分の深さ
- 四 現に有害物質使用特定施設が設置されている工場若しくは事業場の敷地又は法第三条第一項本文に規定する使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場若しくは事業場の敷地（同条第一項本文の報告をした工場若しくは事業場の敷地又は同項ただし書の確認を受けた土地を除く。）にあっては、当該工場若しくは事業場の名称、当該有害物質使用特定施設の種類及び設置場所並びに当該有害物質使用特定施設において製造され、使用され、又は処理されていた特定有害物質の種類



(法第四条第一項の土地の形質の変更の届出を要しない行為)

第二十五条 法第四条第一項第二号の環境省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 次のいずれにも該当しない行為

イ 土壤を当該土地の形質の変更の対象となる土地の区域外へ搬出すること。

ロ 土壤の飛散又は流出を伴う土地の形質の変更を行うこと。

ハ 土地の形質の変更に係る部分の深さが五十センチメートル以上であること。

二 農業を営むために通常行われる行為であって、前号イに該当しないもの

三 林業の用に供する作業路網の整備であって、第一号イに該当しないもの

四 鉱山関係の土地において行われる土地の形質の変更

五 都道府県知事が第三条から第十五条までに定める方法に準じた方法により調査した結果、基準不適合土壤が存在するおそれがない又は土地の土壤の汚染状態が全ての特定有害物質の種類について土壤溶出量基準及び土壤含有量基準に適合するものと認められるものとして都道府県知事が指定した土地において行われる土地の形質の変更

(土壤汚染状況調査の結果の提出に係る土地の所有者等の同意)

第二十五条の二 法第四条第二項の規定による土地の所有者等の同意は、同条第一項による届出に係る土地の形質の変更の場所を記載した書面により行うものとする。

(法第四条第二項の調査の結果の提出)

第二十五条の三 法第四条第二項の報告は、次に掲げる事項を記載した様式第七による報告書を提出して行うものとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 土壤汚染状況調査を行った場所

三 土壤汚染状況調査において最大形質変更深さより一メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合はその旨、当該試料採取等の対象としなかった深さの位置及び当該深さの位置の土壤の汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合していないおそれがある特定有害物質の種類

四 土壤汚染状況調査の対象地において土壤の汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合していないおそれがある特定有害物質の種類

五 土壤その他の試料の採取を行った地点及び深さ、日時、当該試料の分析の結果並びに当該分析を行った計量法第七百七条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の土壤汚染状況調査の結果に関する事項

六 土壤汚染状況調査を行った指定調査機関の氏名又は名称

七 土壤汚染状況調査に従事した者を監督した技術管理者の氏名及び技術管理者証の交付番号

八 土地の形質の変更をしようとする者が土壤汚染状況調査に係る土地の所有者等でない場合にあつては、当該土地の所有者等の氏名又は名称

2 前項の報告書には、土壤汚染状況調査の対象地の土壤の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面及び土壤汚染状況調査において最大形質変更深さより一メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合は当該試料採取等の対象としなかった深さの位置を明らかにした図面を添付しなければならない。

(特定有害物質によって汚染されているおそれがある土地の基準)

第二十六条 法第四条第三項の環境省令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 土壤の特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しないことが明らかである土地であること。

二 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体が埋められ、飛散し、流出し、又は地下に浸透した土地であること。

三 特定有害物質をその施設において製造し、使用し、又は処理する施設に係る工場又は事業場の敷地である土地又は敷地であった土地であること。

- 四 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体をその施設において貯蔵し、又は保管する施設に係る工場又は事業場の敷地である土地又は敷地であった土地であること。
- 五 前三号に掲げる土地と同等程度に土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しないおそれがある土地であること。

## ○土壌汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壌汚染対策法の施行について

(平成 31 年 3 月 1 日環水大土発第 1903015 号環境省水・大気環境局長通知

改正 令和 4 年 3 月 24 日環水大土発第 2202212 号)

記の第 3 の 2 (2)

### ① 届出義務の対象となる土地の形質の変更

届出の対象となる「土地の形質の変更」とは、土地の形状を変更する行為全般をいい、土壌汚染状況調査の機会をできる限り広く捉えようとする法の趣旨を踏まえ、いわゆる掘削と盛土の別を問わず、土地の形質の変更の部分の面積が 3000 平方メートル以上であれば、届出が義務付けられる。ただし、現に有害物質使用特定施設が設置されている工場又は事業場の敷地、及び、有害物質使用特定施設が廃止された工場又は事業場の敷地であって法第 3 条第 1 項本文の調査を実施予定若しくは実施中であり調査結果の報告が行われていない土地並びに法第 3 条第 1 項ただし書の規定に基づく都道府県知事の確認を受けようとしているがまだ受けられていない土地については、土地の形質の変更の部分の面積が 900 平方メートル以上の場合に、届出が義務付けられることとした（規則第 22 条）。

なお、法第 4 条第 3 項の趣旨が、汚染されている土地において土地の形質の変更が行われれば、その土地の汚染が拡散するリスクを伴うことから、調査を行わせ、必要に応じて要措置区域又は形質変更時要届出区域（第 4 の 1 参照）に指定して、土地の形質の変更の規制等適切な管理を行わせることにあるところ、土地の形質の変更の内容が盛土のみである場合には、当該盛土が行われた土地が汚染されていたとしても、当該土地から汚染が拡散することはないことから、届出は不要である（(4)参照）。

トンネルの開削の場合には、開口部を平面図に投影した部分の面積をもって判断することとなる。

同一の手続において届出されるべき土地の形質の変更については、土地の形質の変更が行われる部分が同一の敷地に存在することを必ずしも要せず、土壌汚染状況調査の機会をできる限り広く捉えようとする法の趣旨を踏まえれば、同一の事業の計画や目的の下で行われるものであるか否か、個別の行為の時間的近接性、実施主体等を総合的に判断し、当該個別の土地の形質の変更部分の面積を合計して 3000 平方メートル以上（現に有害物質使用特定施設が設置されている工場又は事業場の敷地等にあつては 900 平方メートル以上）となる場合には、まとめて一の土地の形質の変更の行為とみて、当該届出の対象とすることが望ましい。

(中略)

なお、当該届出の対象となる土地の形質の変更の例外として、類型的に以下の二つを定めた。

#### ア. 軽易な行為その他の行為であつて、環境省令で定めるもの

土壌汚染が存在するとしても拡散するおそれが小さいことから、適用除外としている（規則第 25 条）。

このうち、同条第 1 号ロの「土壌の飛散又は流出」とは、土地の形質の変更を行う場所からの土壌の飛散又は流出をいう。

同号ハの「土地の形質の変更に係る部分の深さが 50 センチメートル以上であること」については、土地の形質の変更に係る部分のもっとも深い部分が地表から 50 センチメートル以上であれば、適用除外とはならない。（中略）

#### イ. 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

緊急を要し、やむを得ない行為であることから、適用除外としている（法第 4 条第 1 項第 2 号）。

### ② 届出義務者

当該届出の義務を負う者は、「土地の形質の変更をしようとする者」であり、具体的には、その施行に関する計画の内容を決定する者である。土地の所有者等とその土地を借りて開発行為等を行う開発業者等の関係では、開発業者等が該当する。また、工事の請負の発注者と受注者の関係では、その施行に関する計画の内容を決定する責任をどちらが有しているかで異なるが、一般的には発注者が該当するものと考えられる（中略）。

### ③ 届出の際の添付図面及び書類

当該届出に当たっては、届出書に添えて、ア. 土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした平面図、立面図及び断面図及びイ. 土地の形質の変更をしようとする者が当該土地の所有者等でない場合にあっては、登記事項証明書その他の当該土地

の所有者等の所在が明らかとなる書面を提出しなければならない（規則第 23 条第 2 項）。

このうち、アについては、土地の形質の変更が行われる範囲を明示した図面であり、掘削部分と盛土部分が区別して表示されていることを要する。

また、イについては、登記事項証明書を例示しているがそれに限るものではない。例えば、土地の所有者の所在を明らかにする書面として、土地の売買契約書や土地の形質の変更の工事における請負契約書又は同意書等が、土地の管理者又は占有者の所在を明らかにする書面として、公共施設の占有許可証等想定される。

さらに、届出事項について、法第 4 条第 3 項の命令又は第 4 条第 2 項に基づく土壤汚染状況調査においては、試料採取等の対象とする深さの範囲を、最大形質変更深さより 1 メートル深い深さまでに限定できることとしたことから、記載事項として当該形質変更の深さを追加することとした。また、現に有害物質使用特定施設が設置されている工場又は事業場の敷地等である場合にあっては、土地の形質の変更の届出を要する規模を 900 平方メートル以上としたことから、当該施設の種類及び設置場所を記載することとした（規則第 24 条第 3 号、第 4 号）。

#### ④ 届出義務の履行期限

届出は、土地の形質の変更に着手する日の 30 日前までに行わなければならない。ここにいう「着手する日」とは、土地の形質の変更そのものに着手する日をいい、契約事務や設計等の準備行為を含まない。

**【お問い合わせ先】** 横須賀市 環境部環境保全課 水環境係  
TEL 046-822-8329（直通） FAX 046-823-0054  
メールアドレス ea-ep@city.yokosuka.kanagawa.jp